

島根労働局発表
平成27年5月20日

担 当	島根労働局労働基準部
	監督課長 安田幸次
	主任監察監督官 白名 弘
	TEL : 0852-31-1156

報道関係者 各位

「夏の生活スタイル変革（通称：ゆう活）」 に向けた取組を要請しました

～島根労働局長が連合島根へ“朝型勤務”の推進などを要請～

島根労働局（局長 ^{ふるたこうしょう}古田宏昌）は、長時間労働の削減や休暇の取得促進などの「働き方改革」の実現に向けて、本年2月9日（月）に日本労働組合総連合会島根県連合会会長あて取組要請を行ったところです。

こうした中、個人のライフスタイルに応じた働き方の実現に向けて、明るい時間が長い夏の間は朝早くから働き始め、夕方には家族などと過ごせるよう夏の生活スタイルを変革する新たな国民運動（通称：「ゆう活」）を展開することについて、政府から指示がなされました。

このため、これまでの取組をより一層強化し、島根県内の企業において、“朝型勤務”の推進や“フレックスタイム制”の活用等により、夏の期間における個々の民間企業及び働く人の実情に応じた自主的取組を行っていただくよう、島根労働局長から日本労働組合総連合会島根県連合会会長あてに別紙のとおり要請を行いました。



1. 日 時 平成 27 年 5 月 20 日（水） 15 時 30 分～16 時 00 分

2. 場 所 松江市御手船場町 557-7
（労働会館）

3. 出席者

【日本労働組合総連合会島根県連合会】

・ 会長 仲田敏幸

【島根労働局】

・ 局長（本部長） 古田宏昌

・ 労働基準部長（副本部長） 高橋秀寿

※（ ）内は、本年 1 月 13 日設置の「島根労働局働き方改革推進本部」
の構成員名称です。

4. 関係資料 島根労働局長からの要請文（別添）